

BCM ニュース <2009 No.11>

金融機関に求められる BCM の内部／外部監査

—— 実効性を検証するために ——

現在、メガバンクや地銀、および保険会社などでは、自社が策定した BCP/BCM の実効性を検証するため、内部監査/外部監査を実施しようという機運が高まっている。これは、2007年（保険会社においては2009年）以降、金融庁の監督指針において、業務継続体制に関する内部監査または外部監査の実施が求められているためである。但し、監督指針では具体的な実施事項については言及されていないため、監査項目や監査手法の策定について、大いに悩まれておられる金融機関ご担当者も多いと思われる。そこで、本稿では、金融機関に求められている BCP/BCM 監査実施の具体的なポイントや手順について解説を行いたい。

1. 金融監督指針の記載内容について

BCP/BCM監査の実施については、以下の3つの監督指針に記載がされている¹。

- ① 主要行等向けの総合的な監督指針
- ② 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
- ③ 保険会社向けの総合的な監督指針

各々の監督指針の適用対象は、①がいわゆるメガバンクおよび信託銀行など、②が地方銀行など、③が生保および損保である。各々の監督指針には、共通して、下記の文言が記載されている。

■ 業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。
（「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」から抜粋）

上記文言については、それぞれの監督指針において、これ以上の具体的な記述はされていない。よって、「どのような監査項目で、どのような手法で、何を対象に検証を行えばよいのか」という点については、独力で一から検討を行うことが必要となっている。

2. 業務継続体制の検証とはいったい何のことか

具体的な監査項目や監査手法を解説するまえに、まず、監督指針に記載されている「業務継続体制の検証」とは、いったいどこまでの範囲の検証を求めているのか、ということを確認しておく。業務継続に関する用語として「業務継続計画書」、「業務継続体制」という言葉が良く知られており、一般に、以下のような定義で使用されることが多いと思われる。

- 業務継続計画書（BCP）＝「業務を継続するための手順を記載した文書」
- 業務継続体制（BCM）＝「BCPを運営していくためのPDCAサイクル」

監督指針では「業務継続体制の検証」と記載されているため、上記定義で解釈すれば、「BCPを運営していくためのPDCAサイクル」を検証の範囲として監査を実施すれば、それでこと足りると判断

いる金融機関については、被災地だけでなく、非被災地拠点やバックアップ拠点についても監査対象とすることをお勧めする。

- ・一定の水準に達していないと判断された項目については対策の方向性をリコメンデーションし、第二ステージ監査までの改善を指示。

ステップ3：改善実施

- ・第一ステージ監査での指摘事項について、被監査会社側で改善を実施。

ステップ4：第二ステージ監査（本監査）の実施と監査報告書の提出

- ・第一ステージ監査での指摘事項の改善進捗の確認実施。
- ・PDCA およびBCPの実効性についての監査結果報告書とりまとめ

（補足：また、金融機関特有の留意事項として、上記監査の結果として現状のBCPを大幅に見直す必要が生じた場合、取締役会に承認を得ることが求められている⁶⁾。）

尚、上記ステップで示した外部監査は、ある金融グループの複数の企業に対し、「PDCA 検証シート」、「BCP 実効性検証シート」という統一的な基準に基づいて実施したものである。このため、結果として、BCP/BCMの取り組みについてのグループ内各社での優劣の把握を行い、足並みを揃えるという役割も果たしたといえる。また、これを毎年実施することで、改善進捗の経年把握も可能である。

この意味で、「PDCA 検証シート」や「BCP 実効性検証シート」を用いた業務継続体制の検証は、単に監督指針への対応に留まらず、金融持株会社に求められる子会社統制の一手段としての活用や、年度間でのBCPの改善度把握のモノサシとしての活用も可能である。

5. 終わりに

以上、業務継続体制の検証についての実施手法や監査のステップを見てきた。弊社では、業務継続体制の検証について、各金融機関様が内部監査または外部監査のどちらをご選択された場合でもサポート可能なよう、「業務継続体制の内部監査サポートサービス」、「業務継続体制の外部監査サービス」を2010年4月～5月をメドに開始する予定である。

-
- 1 金融庁の監督指針は下記 URL からダウンロードできる。
<http://www.fsa.go.jp/policy/br/index.html>
 - 2 例えば、業務継続計画（BCP）の実効性を求めていると思われる記述として、主要行等向けの総合監督指針には次のような記載がある。「業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。」
 - 3 BS25999-2 は英国の国家規格であるが、日本でも本規格を用いた BCMS 適合性評価制度が（財）日本情報処理開発協会（JIPDEC）により推進されている。尚、BS25999-2 の邦訳は日本規格協会（<http://www.jsa.or.jp/default.asp>）から購入できる。
 - 4 正確には、BS25999-2 の要求事項を満たした場合、「業務継続マネジメントシステム（BCMS）」が構築されていることとなる。本稿では BCM の PDCA サイクルと BCMS が同義であると捉えている。
 - 5 一般に、地震等の大災害発生後における平均的な歩行速度は 2.5 km/h 程度とされている。
 - 6 主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、保険会社向けの総合的な監督指針には、共通して、次のような記載がある。「業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うにあたっては、取締役会による承認を受けているか。（後略）」

以上

株式会社インターリスク総研
コンサルティング第2部 BCM チーム 上席コンサルタント 藤田 亮

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

お問合せ先

(株) インターリスク総研 コンサルティング第二部 BCMチーム

TEL : 03-5296-8918 <http://www.irric.co.jp/>

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2010